部長及び参事官　　地域発第138号
殿　　（通指、交企、交指、備二）
所　属　長　　令和６年５月20日
５年保存（口訓）
本　部　長

緊急事態発生時における閣僚の参集等への対応について（通達乙）

緊急事態（「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目」（平成15年11月21日付け内閣官房長官決裁）の別紙４に記載されたものをいう。以下同じ。）の発生時における閣僚の参集等への対応については、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成15年11月21日付け閣議了解）に基づき、下記の事項に留意の上、適切に対応されたい。

記

１　警ら用無線自動車等の運用

各閣僚の参集のための移動に当たり、閣僚、秘書官等から警ら用無線自動車等の活用について要請があった場合は、警ら用無線自動車により先導し、あるいは警ら用無線自動車に閣僚を同乗させて緊急走行するなど、状況に応じて適切に対応されたい。警ら用無線自動車が事案取扱い等のため要請に対応することができない場合は、交通取締用自動車の運用を図る等の措置を講じられたい。

２ 閣僚等からの要請への対応

(1)　閣僚等から警察への要請は、閣僚等が当県に滞在している場合、県本部警備第二課に対し電話により行われることとなっている。この要請を受けて警備第二課から通信指令課に要請内容の連絡が行われるので、通信指令課から最寄りの警ら用無線自動車等に対し所要の通信指令を行われたい。

(2) 各閣僚の参集が行われるのは、国の緊急事態下においてであり、閣僚等から要請があった場合には、警察としても可能な限りの協力をすべきものである。

しかしながら、緊急事態の発生時には、橋梁の落下、建物の倒壊等により警ら用無線自動車等による移動が困難な場合、あるいは警ら用無線自動車等が人命救助活動等に従事しているため要請に応じる余力がない場合も予想されるところである。そのような場合には、閣僚等からの要請に応じられない具体的な理由を明確に伝え、誤解を招くことのないようにされたい。

また、閣僚の参集については、警察のみが責任を負うものではなく、他の緊急自動車を保有する機関でも対応すべきものであるから、警察において対応できない場合は、これらの機関への連絡等についても配慮されたい。

3　警察用航空機の運用

閣僚の空輸については、防衛省が担当することとされている。警察用航空機については、緊急事態発生時の情報収集等の警察業務を行うため、閣僚の輸送に従事することは予定していないが、要請に対応が可能な場合の運用までも否定するものではない。

（担当：地域課指導補佐　3572）